

## はじめに

- 県教育委員会では、阪神・淡路大震災直後に設置した防災教育検討委員会の提言「兵庫の教育の復興に向けて」等を踏まえ、平成10年3月、各学校独自の災害対応マニュアル作成の手引きとして、「学校防災マニュアル」を発行した。
- 平成16年度の復興10年委員会『兵庫の防災教育』の充実に向けて」の提言を受けて、地震に加えて水害や津波など今後発生が予想される様々な自然災害への対応方策を示すため「学校防災マニュアル」を平成18年3月に改訂した。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、三陸沖を震源とする巨大地震による大津波により、東日本の太平洋沿岸は甚大な被害に見舞われ、学校の管理下での地震・津波災害として、今までに経験したことのない対応を迫られ、地震発生時や津波からの避難行動、児童生徒等の保護者等への引き渡しや学校での待機、学校施設が避難所になる際の協力体制などの様々な課題が提示された。
- 文部科学省では、平成23年7月、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、平成24年7月、東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育・防災管理等の展開について最終報告をまとめた。また、平成24年3月、地震・津波災害を想定した「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」が作成された。
- 兵庫県においては、南海地震や山崎断層帯による地震等の発生が危惧されており、児童生徒の命を守るため学校防災体制をより充実させてしていくことが求められている。
- 現在、県内の全ての公立学校で災害対応マニュアルが策定されているが、東日本大震災で明らかになった学校防災上の課題を踏まえ、学校防災アドバイザー（大学教員、人と防災未来センター研究員）による学校防災体制推進校の災害対応マニュアルや防災（避難）訓練の診断・助言を見直しの視点として、この度、「学校防災マニュアル」を改訂した。
- 学校防災体制の充実のために、災害対応マニュアルが実効性のあるものでなければならず、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルで不断の見直しを行うことを求めている。
- 各学校においては、「1.17は忘れない」という思いを新たにするとともに、この「学校防災マニュアル」（平成24年改訂版）を活用した災害対応マニュアルの見直しを行い、より一層の学校防災体制の充実が図られることを期待する。

平成25年3月

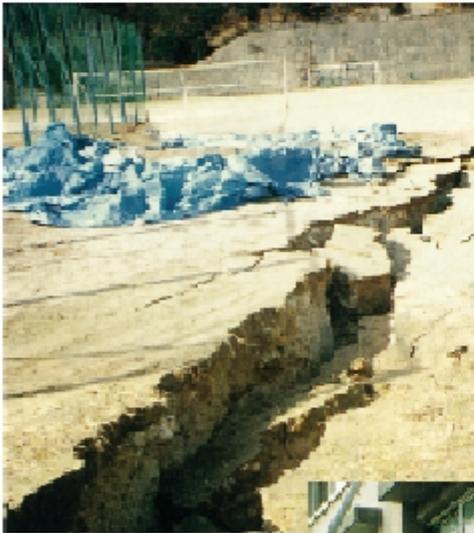
## 阪神・淡路大震災の被害の概要



猛火に包まれる街



寸断された交通網



グラウンドの地割れ



1階部分が破壊した校舎



ガラス等が散乱した廊下

## 阪神・淡路大震災関連データ

発生日時	平成7（1995）年1月17日（火）5時46分
地震名	平成7年（1995年）兵庫県南部地震 ※災害規模が特に大きいことに加え、今後の復旧・復興施策を推進する上で統一した名称が必要となると考えられたことから、災害名を「阪神・淡路大震災」と呼称する。（平成7年2月14日閣議決定）
震央地	淡路島北東部（北緯34度36分、東経135度02分）
震源の深さ	16km
地震の規模	マグニチュード（M）7.3
地震の特徴	357万人が住む地域を襲った都市直下型地震

### 震度7の地域



### 被害状況

#### 【人的・住家被害】

人的被害	死者		6,434人	
	行方不明		3人	
	負傷者	重傷	10,683人	
		軽傷	33,109人	
住家被害	全壊	104,906棟	186,175世帯	
	半壊	144,274棟	274,181世帯	
	一部損壊	263,702棟		

#### 【ライフラインの被害と復旧状況】

	被害状況など	復旧日時
電気	停電 260万戸	1月23日
ガス	停止 84万5千戸	4月11日
水道	断水 127万戸	4月17日
下水道	被害 316km	4月20日
電話 (NTT)	交換機系 28万5千回線	1月31日
	加入者系 19万3千回線	

## 東日本大震災被害の概要



激しい揺れで店内から飛び出る買い物客  
(提供：宮城県大崎タイムス社)



仙台市荒浜地区における津波襲来の様子  
(提供：仙台市消防局)



学校中庭に流れ込む津波  
(提供：宮城県農業高等学校)



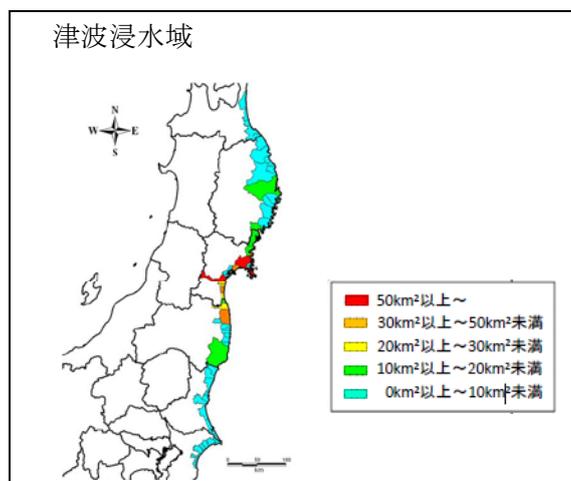
石巻市立門脇小学校では、校庭に乗り入れた車が  
津波により衝突、次々に炎上  
(提供：宮城県大崎タイムス社)



志津川では、津波が3階の警察官舎を飲み尽くした  
(提供：宮城県大崎タイムス社)

## 東日本大震災関連データ

発生日時	平成 23 (2011) 年 3 月 11 日 14 時 46 分
地震名	東北地方太平洋沖地震 ※東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害については、「東日本大震災」と呼称する。(平成 23 年 4 月 1 日閣議決定)
震央地	三陸沖 (北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分)
震源の深さ	24 km
地震の規模	モーメントマグニチュード (Mw) 9.0
地震の特徴	大規模な海溝型地震。震源域に近い東北地方の太平洋岸では、高い津波が甚大な被害をもたらした。



出典：中央防災会議 東北地方太平洋沖地震・津波対策に関する専門調査会第一回会合資料

被害状況 ※警察庁緊急災害警備本部平成 25 年 1 月 16 日広報資料

人的被害	死者	15,879 人
	行方不明者	2,700 人
	負傷者	6,132 人
住家被害	全壊	128,911 戸
	半壊	268,882 戸
	一部損壊	733,719 戸
	床下浸水	15,630 戸
	床上浸水	19,790 戸

※未確認情報含む

※東北地方太平洋沖地震の余震の被害も含むものとする。

※地震と津波の影響により、福島第一原子力発電所の原子炉で水素爆発等の事故が起こり、放射性物質が外部へ放出される事態となった。放射線量の高い近隣の市町村では、住民の健康への影響を踏まえ、避難区域や屋内退避区域が設定され、多くの人々が避難生活を余儀なくされている。

## 平成16年台風第23号の被害の概要



円山川の洪水で水没した豊岡のまち



出石川の洪水で孤立した小坂小学校



洲本川をあふれた水に浸った洲本市街



土砂災害による家屋の倒壊



土砂災害による家屋の倒壊

## 台風第23号関連データ

発生日時 平成16（2004）年10月

気象概況 (台風第23号災害検証報告書より)

(1) 台風の経路 台風第23号は、平成16（2004）年10月20日13時頃高知県土佐清水市に上陸し、その後淡路島の南を通り、紀伊水道を経て18時前に大阪府泉佐野市付近に再上陸した。上陸後日本列島をほぼ東西に縦断し、房総半島から太平洋に出て、21日に温帯低気圧に変わった。

(2) 雨量 淡路地域では、300～350mm/24hを超える地域が島内に広く分布し、特に20日6：00～18：00の12時間に集中して降った。洲本の24時間雨量は317mmで、30年に1回程度の降雨規模であった。

但馬地域では、円山川の流域全体にわたって200mm/24hを超える雨が20日の8：00～22：00に集中的に降った。特に上流域の24時間雨量は250mmに達し、60年に1回程度の大規模降雨であった。

被害状況

### 【人的・住家被害】

人的被害	死者		26人
	負傷者	重傷	43人
		軽傷	92人
住家被害	全壊		783棟
	半壊		7,142棟
	一部損壊		1,506棟
	床下浸水		1,745棟
	床上浸水		9,058棟

### 【ライフラインの被害と復旧状況】

	被害状況など	復旧日時
電気	停電 18万戸	11月5日
ガス	停止 2,645戸（洲本市）	10月26日
水道	断水 25,000戸	10月29日

避難者数等

避難指示・避難勧告 60,909世帯 177,939人

避難者数（ピーク時） 8,439人（平成16年12月23日解消）

## 平成21年台風第9号被害の概要



佐用町役所一階浸水



円山川の増水と流木による落橋の被害



久崎地区の護岸、母屋の被害状況



一宮町冠水した道路（提供：宍粟市）



千種中学校法面崩壊（提供：宍粟市）

## 台風第9号関連データ

発生日時 平成21（2009）年8月

### 気象概要

（平成21年台風第9号災害検証報告書）

（1）台風の経路 平成21年8月8日9時に日本の南海上で発生した熱帯低気圧は、発達しながら北西に進み、8月9日15時に同海域で台風第9号となった。台風第9号は四国沖をゆっくり北に進み、台風周辺の湿った空気と太平洋高気圧の縁辺からの湿った空気が重なり西日本に流れ込んでいた。

（2）雨量 佐用町佐用では8月9日20時17分から21時17分までの60分最大雨量89.0mmとなり、9日の24時間降水量は326.5mmと記録的な豪雨を観測するなど、播磨北西部を中心に大雨となった。

千種川流域の河川は、24時間最大雨量265mmを想定して整備されていたため、想定を越えた豪雨により、佐用川と千種川の合流点付近を中心に、流域は甚大な浸水被害にみまわれた。

### 被害状況

#### 【人的・住家被害】

人的被害	死者		20人
	行方不明		2人
	負傷者	重傷	3人
		軽傷	4人
住家被害	全壊		166棟
	半壊		943棟
	一部損壊		2棟
	床下浸水		1,494棟
	床上浸水		335棟

#### 【ライフラインの被害と復旧状況】

区分	被害状況など	完全復旧日
水道	断水 約5,700戸	9月8日
電気	停電 約6,000戸	9月7日
電話	不通 約1,430回線	8月14日

### 避難者数等

避難指示・避難勧告 23,745世帯 69,449人

避難者（ピーク時） 5,086人（平成21年9月20日 解消）

# 目 次

はじめに	1
阪神・淡路大震災被害の概要	2
東日本大震災被害の概要	4
平成16年台風第23号被害の概要	6
平成21年台風第9号被害の概要	8
学校防災体制を充実させるポイント	12
学校防災体制診断リスト	13
東日本大震災での学校防災上の課題を踏まえた主な改訂点	14

## 第1章 日常における安全対策 15

1 学校防災計画の策定	16
(1) 学校防災計画の内容	16
(2) 学校防災計画策定上の留意点	17
2 学校防災体制の整備充実	18
3 施設・設備の安全管理・点検	19
(1) 施設及び設備の安全点検について	20
(2) 日常点検におけるチェックポイント	21
(3) 点検チェックリスト	22
(4) 設備・備品の転倒等防止例	23
(5) 災害発生時や待機時に必要となる備品や備蓄	24

## 第2章 災害発生時の危機管理 25

1 児童生徒の安全確保	26
(1) 初動体制の確立	27
(2) 学校災害対策本部の業務内容例	29
2 緊急時の児童生徒の保護者への引き渡しと待機の判断	30
(1) 引き渡しと待機の判断	31
(2) 児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード	32
3 地震・津波発生時の基本的対応	34
(1) 在校中	34
(2) 登下校中	36
■津波への対応■	37
(3) 学校外の諸活動中	38
(4) 勤務時間外	40
4 その他の災害への対応	42
(1) 風水害への対応	42
(2) 原子力災害への対応	43
5 特別支援学校における対応のポイント	44
(1) 配慮するポイント	44
(2) 特別支援学校の特性に応じた体制整備	45
6 定時制高校（夜間）における対応のポイント	46

7 学校施設・設備の被害状況の点検	47
8 学校再開に向けた対応	48
■教職員の危機管理意識の向上■	50
<b>第3章 防災（避難）訓練の充実</b>	<b>53</b>
1 防災（避難）訓練の計画	54
2 防災（避難）訓練の実施に当たっての留意事項	55
■地震から身を守る行動■	57
3 地域と連携した防災（避難）訓練	58
<b>第4章 災害時における避難所としての学校の果たす役割</b>	<b>61</b>
1 避難所としての学校の対応	62
2 学校における避難所運営業務について	64
3 学校施設・設備の防災機能の強化について	66
4 地域・関係機関との連携	68
(1) 避難所における自治組織確立への支援	68
(2) 家庭、地域社会と連携した防災体制の充実	68
(3) 地域の自主防災組織との連携	69
5 ボランティアの受入れ	70
<b>第5章 兵庫の防災教育の充実</b>	<b>73</b>
1 兵庫の防災教育について	74
2 防災教育推進全体計画	75
3 防災教育指導計画	76
(1) 小学校学習指導要領における防災教育の目標・内容と「明日に生きる」	76
(2) 中学校学習指導要領における防災教育の目標・内容と「明日に生きる」	81
(3) 高等学校学習指導要領における防災教育の目標・内容と「明日に生きる」	85
(4) 特別支援学校における学習内容	87
(5) 防災教育年間指導計画例	89
4 教職員の研修	92
<b>第6章 心のケア</b>	<b>93</b>
1 年齢別にみた症状の特徴とその対応方法	94
2 子どもの話を聴くときは	98
3 家庭や関係機関と連携した心のケア体制の整備	100
4 教職員の心の健康管理	101
◎ 心とからだの健康アンケート例	103
<b>資料編</b>	<b>105</b>
・提言「兵庫の教育の復興に向けて」	106
・提言「兵庫の防災教育」の充実に向けて（本文の概要）	112
・関係法令集	119

# 学校防災体制を充実させるポイント

災害発生時、学校が第一に考えることは、児童生徒の安全確保である。

学校防災体制診断リスト（P.13）で現状を確認し、各学校の災害対応マニュアルの見直しの過程に教職員の積極的な参加を促し、学校防災体制の充実を図る。

## ポイント 1 児童生徒が主体的に判断し、適切に行動できる力の育成を図る

児童生徒には、災害の特性を理解させ、より安全な避難場所や避難経路を確認させるなど日頃から防災意識を高める取組を行う。また、授業時間外（休み時間）や下校時における防災訓練を実施し、児童生徒が判断する機会や場を設定するなど主体的な避難行動をとれる力を育成する。

## ポイント 2 地域の災害特性を踏まえた防災体制を整備する

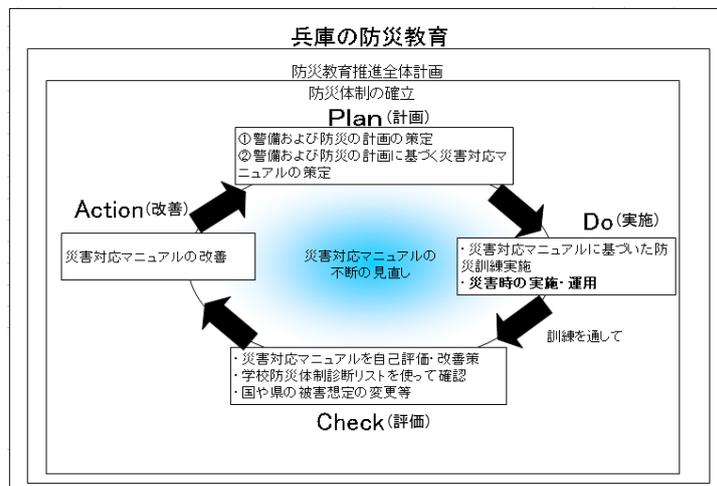
地域の災害特性や過去の被災経験等、地域の実状をよく知る必要がある。さらに、市町の防災担当者と話し合いの場を持ち、災害時の対応について共有するとともに、地域の実状に即した対策を講ずる。

## ポイント 3 教職員の危機管理意識の向上を図る

災害発生時には、児童生徒の安全確保を最優先とし、状況によって、臨機応変に対応しなければならない。児童生徒の避難誘導や学校災害対策本部設置後の対応など、教職員は重要な役割を担っており、一人一人が危機管理意識を高め、互いに連携・協力して対応する。

## ポイント 4 災害対応マニュアルの不断の見直しを行う

災害対応マニュアルは、最悪の事態を想定して課題を洗い出し、計画・実施・評価・改善を重ね、実効性のあるものにする。見直しにあたっては、マニュアルに基づいた防災訓練を踏まえるとともに、校内研修会や市町防災担当者との打ち合せの場を設定し、全ての教職員が評価・改善に関わり、共通理解しておく。



# 学校防災体制診断リスト

	診断内容	チェック欄
<b>ポイント1 児童生徒が主体的に判断し、適切に行動できる力の育成を図る</b>		
(1)	「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身をよせ、安全が確保できる指導を取り入れている。	
(2)	平時から避難場所への複数の避難経路を理解させる指導を取り入れている。	
(3)	想定される災害のあらゆる発生場面（授業時間外など）にも対応できる防災訓練を実施し、主体的に判断させる場を設定している。	
(4)	登下校中でも津波等の災害から身を守り、安全を確保するための指導を取り入れている。	
(5)	避難経路に障害物の設置をしたり、負傷者の対応等を想定するなどの訓練内容の工夫がなされている。	
<b>ポイント2 地域の災害特性を踏まえた防災体制を整備する</b>		
(1)	地域における過去の災害や地域の特性（海拔、海岸、河川からの距離等）から予想される災害を把握した上で災害対応マニュアルが作成されている。	
(2)	学校種や学校が立地している地域の実態に応じた訓練となっている。	
(3)	地震による非構造部材の落下・転倒・移動防止などの点検をし、不備があった場合の対策がとられている。	
(4)	津波、風水害、火災等から児童生徒を安全に避難させる場所や経路が設定されている。	
(5)	通学路の崖崩れや浸水等が予想される危険箇所を定期的に点検し対策がとられている。	
(6)	災害に備えた備品や児童生徒の学校待機に備えた備品が整備されている。	
(7)	書類等は浸水等の被害から免れる場所に保管されている。	
(8)	教職員全員が揃わない場合などを想定するなど柔軟に対応できる体制になっている。	
(9)	警報発令時の登下校や引き渡し・待機の判断等、学校としてのルールを設定している。	
(10)	警報発令時の登下校や引き渡し・待機の判断等、学校としてのルールを保護者に確認・周知できている。	
(11)	災害発生時における停電等での状況を想定した緊急連絡体制を保護者と事前に確認できている。	
(12)	在校中（授業中、休み時間、放課後等）、登下校中、学校外諸活動中（部活動や行事等）に地震が発生した場合の教職員の基本的対応はわかりやすく明確になっている。	
(13)	停電等で校内放送が使えない場合に備えた対策がとられている。	
(14)	スクールバス等を利用する場合、災害時の対応について保護者や運転手と確認できている。	
(15)	地域住民が学校に避難してくることも想定し、地域と連携した防災訓練を実施している。	
(16)	市町の防災担当部局や自主防災組織との避難所運営に係る確認を行っている。	
<b>ポイント3 教職員の危機管理意識の向上を図る</b>		
(1)	災害発生時の教職員の役割分担はわかりやすく、明確になっている。	
(2)	防災体制や災害時の対応について、全ての教職員が確認している。	
(3)	防災設備・備品の管理場所や使用方法について、全ての教職員が把握している。	
(4)	特別な支援を必要とする児童生徒への配慮事項等について、全ての教職員で共通理解できている。	
(5)	個人マニュアルの作成など、教職員一人一人の役割を認識するための工夫が図られている。	
(6)	夜間や休日に災害が発生した場合の職員の参集等の対応について、学校までの出勤方法や時間が確認できている。	
<b>ポイント4 災害対応マニュアルの不断の見直しを行う</b>		
(1)	災害対応マニュアルに基づいた訓練を実施し、その評価を反映させている。	
(2)	校内研修会等を活用し、すべての教職員がマニュアルの評価・改善に関わっている。	

## 東日本大震災での学校防災上の課題を踏まえた主な改訂点

### (1) 津波からの避難行動

東日本大震災での学校防災上の課題	主な改訂点	掲載ページ
東日本大震災は、児童生徒が在校している時間帯に発生し、沿岸部の学校は津波により被害を受けた。	○ 津波警報等の情報を素早く収集し対応できる体制をつくること。	34、35
兵庫県では、南海地震による津波の発生が危惧されており、想定津波高が従来の2倍に設定された。	○ 複数の避難場所・避難経路を設定すること。	19、35、55
改めて、津波による被害が予想される学校は、津波への対応が求められる。	○ 津波による被害が予想される学校は、津波に対応した訓練を実施すること。	54、55

### (2) 引き渡しや児童生徒の安全確保

東日本大震災での学校防災上の課題	主な改訂点	掲載ページ
東日本大震災では、津波警報発令中に保護者に引き渡しを行い、児童生徒等が津波の被害にあう事例があった。	○ 引き渡しのルールを設定すること。	30、31
改めて、引き渡しのルールとともに、津波警報等が発令されている時の学校の判断について検討する必要がある。	○ ルールを保護者に事前に周知すること。	
	○ 児童生徒の被害を防ぐ非構造部材の日常点検を徹底すること。	19~22

### (3) 地域、防災部局との連携

東日本大震災での学校防災上の課題	主な改訂点	掲載ページ
兵庫県では、学校が地域と連携した防災訓練を推進している。東日本大震災でも、学校が避難所となり、教職員は児童生徒の安全確保とともに、地域住民への対応に追われた。	○ 教職員の危機管理意識の向上を図ること。	35、37、39、50
改めて、教職員の緊急時の対応能力の向上と日頃から市町の防災担当者や地域との連携が求められている。	○ 学校が、地域、市町防災担当者と連携して防災体制の共有を図ること。	58、59